２　前項の規定にかかわらず、起業目論見書の記載事項についての変更が国土交通省令で定める軽微な変更に該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

第六条第一項及び第二項を次のように改める。

軌道経営者は、法第五条第一項の規定による工事施行の認可を受けた後、同項の規定により線路又は工事方法書の記載事項の変更についての認可（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行うこととされた認可を除く。）を受けようとするときは、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出するとともに、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図を都道府県知事に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する線路又は工事方法書の記載事項の変更が国土交通省令で定める軽微な変更に該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出ることをもつて足りる。

第六条第三項中「前項」を「第一項」に、「ときに」を「ときについて」に改め、同条第四項中「第一項の」の下に「規定による」を加え、「第二項に」を「同項に」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項中「第一項ただし書」を「第二項」に改める。

第七条中「その進達した申請書に係る工事施行の認可又は前条第一項の」を「第五条第一項又は前条第一項の規定による」に、「第五条第一項又は前条第二項の道路」を「これらの規定に規定する道路」に、「第五条第一項又は前条第二項の規定」を「これらの規定」に改める。

第八条第一項中「しゆん工した」を「竣（しゅん）工した」に改める。

第十条第一項中「しゆん工」を「竣工」に改め、同条第二項中「しゆん工した」を「竣工した」に、「工事しゆん工調書」を「工事竣工調書」に改める。

第十一条第一項中「しゆん工」を「竣工」に改め、同条第二項中「しゆん工した」を「竣工した」に改める。

第十五条中「その区域とする都道府県を統轄する」を「管轄する」に改め、同条ただし書中「その区域を統轄する」を「当該事件が発生した区域を管轄する」に改める。

第十六条中「第六条第二項」を「第六条第一項」に改め、「、又は」の下に「第六条第二項若しくは」を加え、「の統轄する都道府県の」を「が管轄する」に改める。

第十八条中「第五条第一項」を「第一条第二項、第五条第一項」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（都市鉄道等利便増進法施行令の一部改正）

第三条　都市鉄道等利便増進法施行令（平成十七年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条第四項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「地方運輸局長」を「都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第四条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

３　前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。

４　都道府県知事は、第二項の規定による申請書の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合において、軌道を敷設する地が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（事務の区分）

第四条　第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正）

第四条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「地方運輸局長」を「都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第四条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

３　前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。

４　都道府県知事は、第二項の規定による申請書の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合において、軌道を敷設する地が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（事務の区分）

第四条　第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正）

第四条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「地方運輸局長」を「都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第四条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

３　前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。

４　都道府県知事は、第二項の規定による申請書の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合において、軌道を敷設する地が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（事務の区分）

第四条　第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「地方運輸局長」を「都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第十四条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

３　前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。

４　都道府県知事は、第二項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第一条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされた認可を受けようとするときは、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出するとともに、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図を都道府県知事に提出しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（事務の区分）

第十四条　第六条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。